

別表5 遠賀川・筑後川・矢部川水域に係る上乘せ排水基準

業 種 (施 設)		項目及び物質並びにその許容限度(単位mg/l)					適用の 日
		BOD又はCOD	SS	n-Hex		フェノール類	
				動植物油脂類	鉱油類		
① 下水道整備地域に所在する特定事業場							
全業種		30(20)	100(70)				
② 下水道整備地域以外の地域に所在する既設特定事業場(S49.8.1において特定施設に相当する施設を設置し、又は設置の工事に着手していた事業場)							
食 料 品 製 造 業	蒸りゅう酒・混成酒製造業		120(90)	100(70)			
	その他の食 料品製造 業	通常の排水量が500m <sup>3</sup> /日以上のもの	80(60)	100(70)	15		
		通常の排水量が500m <sup>3</sup> /日未満のもの	120(90)	150(120)	20		
染色整理業及び繊維製品製造業		120(90)	150(120)				
紙製造業、セメント製品製造業、生コンクリート製造業及び砕石業			70(50)				
と畜業		80(60)	100(70)				
し尿処理 施設	し尿浄化 槽	処理対象人員が2001人以上	45(30)	100(70)			
		処理対象人員が2000人以下	80(60)	100(90)			
	その他のし尿処理施設		45(30)	100(70)			
下水道終末処理施設		30(20)	100(70)				
その他の施設		120(90)	150(120)				H2.4.1~
③ 下水道整備地域以外の地域に所在する新規特定事業場(S49.8.2以後に特定施設(これに相当する施設を含む。)を設置し、又は特定事業場に該当することとなった事業場)							
し尿処理施設		45(30)	100(70)				
下水道終末処理施設		30(20)	100(70)				
追加指定施設		120(90)	150(120)				H2.4.1~
その 他 の 施 設	通常の排水量が2000m <sup>3</sup> /日以上のもの		30(20)	30(25)	2	2	1
	通常の排水量が500m <sup>3</sup> /日以上2000m <sup>3</sup> /日未満のもの		50(40)	70(50)	10	2	1
	通常の排水量が500m <sup>3</sup> /日未満のもの		80(60)	100(70)	15	2	1

備考

- 別表2の備考2、7、11から17まで及び19の規定は、この表に掲げる上乘せ排水基準について準用する。この場合において、同表の備考15中「下水道整備地域に所在するもの」とあるのは「下水道整備地域に所在する特定事業場」と読み替えるものとする。
- 「既設事業場」とは、昭和49年改正政令による改正前の施行令別表第1に掲げる施設を設置している特定事業場であって、昭和49年8月1日以前に当該施設を設置し、又は設置の工事に着手していたものをいい、「新規事業場」とは、これら以外の特定事業場をいう。
- 「追加指定施設」とは、別表2の備考4(2)から(9)までに掲げる特定施設をいう。